

理由書

尾張都市計画ごみ処理場（一般廃棄物処理施設）尾張北部環境組合ごみ処理施設

1 当該都市計画の都市の将来像における位置付けについて

(1) 上位計画等での位置付けについて

江南市では、「第6次江南市総合計画」を平成30年3月に策定し、「地域とつくる多様な暮らしを選べる生活都市 ～生活・産業・文化の魅力があふれ、選ばれ続けるまち～」を都市の将来像に掲げています。

本総合計画では、10年後のすがたを「循環型社会形成の意識が定着し、ごみ減量運動が市民・事業者・行政の協働により、地域全体で取り組まれている」とし、市民1人当たりのごみ排出量が減少し、快適で衛生的な生活環境の下で、市民が安心して暮らすための行政の使命として、「新ごみ処理施設建設事業については、事業主体である尾張北部環境組合と連携し、安心・安全なごみ処理施設の実現に取り組む。」こととしています。

さらに、平成31年3月に策定した「江南市都市計画マスタープラン」においては、公共公益施設の整備方針として、「安心・安全なごみ処理の実現に向け、事業主体である尾張北部環境組合との連携により、広域的な処理をする新ごみ処理施設の整備を推進します。」としています。

犬山市では、平成23年3月に策定した「第5次犬山市総合計画」（平成29年3月改訂）において、ごみ質の均一化による安定した燃焼で、ダイオキシン類の排出削減、ごみ焼却施設の集約化によるごみ発電などの余熱利用、広域的なごみ処理における公共事業のコスト縮減を図るため、2市2町（犬山市、江南市、大口町、扶桑町）が一つのブロックとなって、ごみ処理事業に取り組むこととしています。

大口町では、平成28年5月に策定した「第7次大口町総合計画」において、廃棄物の適正処理のため、江南丹羽環境管理組合のごみ処理施設については、経年劣化に伴う老朽化が目立つことから、新たなごみ処理施設建設に向け関係市町と連携し、計画の策定と着実な事業推進を図ることとしています。

扶桑町では、平成30年3月に策定した「第5次扶桑町総合計画」において、ごみの適正な処理を推進するため、ごみ処理基本計画を改訂するとともに、尾張北部環境組合及び関係市町と連携し新たなごみ処理施設の整備を進めることとしています。

(2) 当該都市計画の必要性について

ごみ焼却場などのごみ処理施設は、我々の日常生活や企業の事業活動などで排出されるごみを処理し、清潔で快適な都市環境を提供する必要不可欠な施設です。

現在、2市2町のごみ処理（産業廃棄物を除く）は、犬山市都市美化センター（昭

和 58 年 4 月供用開始)と江南丹羽環境管理組合環境美化センター(昭和 57 年 11 月供用開始)で行われていますが、それぞれ稼働後 30 年以上が経過しており、老朽化が進み毎年多額の修理費が必要となっていることから、新たなごみ処理施設の整備が急務となっています。

このようなごみ焼却施設に関しては、平成 9 年 5 月、国は都道府県に対し、主にごみ処理に伴うダイオキシン類の削減を図るため、ごみ処理の広域化計画を策定するよう通知しています。これを受けて愛知県は、平成 10 年 10 月に「愛知県ごみ焼却処理広域化計画」を、平成 21 年 3 月には第 2 次計画を策定しています。第 2 次計画では、県内を焼却能力 300 t/日以上を基準とした 13 ブロックに集約を図ることとし、2 市 2 町を含む尾張北部ブロックは、平成 30 年度以降に現在稼働している犬山市と江南丹羽環境管理組合の両施設を統合して 1 施設への集約化を目指すこととされています。

愛知県の第 2 次計画を踏まえ、平成 18 年 11 月に設置した 2 市 2 町で構成する尾張北部地域ごみ焼却処理広域化第 1 小ブロック会議では、新たなごみ処理施設の建設候補地の選定や地元調整を進めてきました。

そうした経過を経て、平成 28 年 3 月には第 1 小ブロック会議で建設地を江南市中般若町北浦地内に決定して、同年 7 月には令和 7 年度(平成 37 年度)を新ごみ処理施設の稼働目標とする「尾張北部地域第 1 小ブロックごみ処理広域化実施計画(改訂版)」を策定しました。平成 29 年 4 月には 2 市 2 町のごみ処理を担います一部事務組合「尾張北部環境組合」も設置されています。

こうしたことから、2 市 2 町のごみ処理施設を 1 施設に集約して、広域化による効率的かつ安定的なごみ処理事業を推進するために必要不可欠な公共性の高い都市施設として都市計画決定するものです。

2 当該都市計画の位置、区域、規模の妥当性について

(1) 位置・区域の妥当性について

ア 位置・区域

本計画地は、ごみ処理が行われる 2 市 2 町の市街地の広がりから概ね中央部となり、ごみの運搬輸送効率上望ましく、南側には隣接して 2 車線の県道が整備されておりアクセスしやすい場所となっています。

イ 周辺の土地利用状況

計画地は市街化調整区域で、周辺北側は主に河川、南側は主に農用地及び建物用地として土地利用されており、学校、老人ホーム、保育所、病院、図書館その他これらに類する建築物は、すべて区域から 100m 以上離れた場所に位置しています。

ウ 道路整備状況

計画地は、南側が都市計画道路 3・5・72 草井犬山線（道路幅員 12m）に面しており、搬出入車両の通行には利便性の高い場所に位置しています。また、搬出経路上と相当の区間にわたって重複している通学路はありません。

(2) 規模の妥当性について

ア 施設規模について

施設稼働後に最大となることが見込まれる令和 7 年度のごみ処理量を踏まえ、可燃ごみについては焼却処理量 196 t /日、不燃・粗大ごみについては 14 t /5 h を確保した規模とします。

イ 計画地の利用方法について

第11号尾張北部環境組合ごみ処理施設は工場棟、管理棟、駐車場、緑地及び構内道路などにより構成されます。工場棟は焼却施設に加え、不燃・粗大ごみ処理施設を有するものとなっていますが、圧迫感や日照阻害等の周辺環境に与える影響を最小限とする建築物等の配置、20%以上の緑地、さらには、搬出入車両が周辺の交通に影響を与えないような待機スペースの確保に配慮します。また、周辺環境や地域性など、立地を活かした有効な形態を検討しています。

これらのことから、2市2町が共同で廃棄物処理施設を運用するためには、約 3.0ha 必要です。

以上のことから、当該都市計画は妥当です。